

- 1 証明書等の取れるもの（年金支払通知書、源泉徴収票、給与証明書、通帳の写し、地代・家賃証明書等）は、この申告書に添付してください。
- 2 書ききれない場合には、余白に記入するか又は別紙に記入の上、添付してください。
- 3 偽りその他の不正行為により減免等を受けたときは、減免等を取り消されることがあります。
（熊本市税条例施行規則第12条）
- 4 ※の欄は、記入しないでください。